

議 第 1 2 号 議 案

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定を求める意見書の提出について

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成30年6月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 建設環境常任委員会委員長 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府及び独立行政法人都市再生機構理事長に対して提出するため、この案を提出します。

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定を求める意見書

独立行政法人都市再生機構は、市場家賃を原則としながら、独立行政法人都市再生機構法上、その公共的使命から同法第25条第4項に「機構は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。」と規定している。

しかし、公団住宅居住者の多くが公営住宅収入層であることを認めながら、この条項は空文化され、まったく実施されていない。

また、機構は、団地の統廃合、住戸の削減を目指して、2018年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めている。団地の再整備計画づくりにあたっては、当初の段階から富士見市を含め居住者自治会と十分に話し合い、三者合意の上策定することが必要である。

よって、富士見市議会は、政府及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し、公団住宅居住者が安心して住み続けることができるよう下記事項について措置するよう強く求めるものである。

記

- 1 機構は、公営住宅収入層に準ずる低額所得世帯に対し、機構法第25条第4項「家賃の減免」条項を実施すること。
- 2 機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたっては、富士見市を含め居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
国土交通大臣	石井啓一様
独立行政法人都市再生機構理事長	中島正弘様